

空 港 無 線 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款
(掲 示 契 約 約 款)

関西エアポートテクニカルサービス株式会社

第 1 章 総 則

(契約約款の適用)

第 1 条 当社は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 31 条の 4 の規定に基づきこの空港無線電話サービス契約約款（以下「この約款」といいます。）を定め、これにより空港無線電話サービスを提供します。

(約款の変更)

第 2 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の空港無線電話サービス契約約款によります。

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信に用に供すること
3 宅内電話機	契約に基づいて提供する室内用電話機であって、契約の申込者が指定する特定の場所に固定して設置するもので、制御部と操作部とで構成されるもの
4 可搬式宅内無線装置	契約に基づいて提供する室内用の可搬式無線装置であって、契約の申込者が指定する場所に設置するもの
5 車載無線装置	契約に基づいて提供する車載用の無線装置であって、契約の申込者が指定する自動車に設置するもの
6 携帯無線装置	契約に基づいて提供する携帯用の無線装置
7 基地局設備	宅内電話機、可搬式宅内無線装置、車載無線装置又は携帯無線装置が通話を行うための設備であって、可搬式宅内無線装置、車載無線装置及び携帯無線装置並びに端末設備以外のもの
8 空港無線電話設備	基地局設備、可搬式宅内無線装置、車載無線装置又は携帯無線装置
9 空港無線電話サービス	空港の管理運営に関する業務若しくはこれらに関連する業務の用に供するため、空港無線電話設備を利用して提供する電気通信サービス
10 空港無線電話サービス取扱所	当社の委託により空港無線電話サービスに関する取扱事務の取次を行う者の事業所（以下「サービス取扱所」といいます。）
11 契約	当社から空港無線電話の提供を受けるための契約（臨時契約となるものを除きます。）
12 契約者	当社と契約を締結している者
13 臨時契約	30 日以内の利用期間を指定して当社から空港無線電話の提供を受けるための契約
14 臨時契約者	当社と臨時契約を締結している者
15 臨時契約等	臨時契約及び当社との契約に基づいて当社が空港無線電話設備又は端末設備の提供を開始した日から起算して契約の解除又は端末設備の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合はその日）が 30 日以内となる契約
16 端末設備	空港無線電話設備の一端に接続される電気通信設備であって 1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域を含みます。）であるもの

17 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
-----------	--------------

(通話以外の通信の取扱い)

第4条 空港無線電話サービスを利用して行う通話以外の通信は、これを通信とみなして取り扱います。この場合「電話機」とあるのは、「通信用機器」と読み替えるものとします。

(提供地域)

第5条 空港無線電話サービスは、関西国際空港島内に提供いたします。

第2章 空港無線電話サービスの種類

(空港無線電話サービスの種類)

第6条 空港無線電話サービスとは、次のものをいいます。

サービスの種類	サービスの内容
空港無線電話	基地局設備に有線連絡線を介して宅内電話機を接続して提供する空港無線電話サービス並びに可搬式宅内無線装置、携帯無線装置又は車載無線装置により提供する空港無線電話サービス

(空港無線電話の区別)

第7条 空港無線電話には、次の区別があります。

区別	内容
宅内電話	宅内電話機を使用し、基地局設備を利用して相手呼び出すことにより、可搬式宅内無線装置、車載無線装置又は携帯無線装置と通話できるもの
可搬式宅内電話	可搬式宅内無線装置を使用し、基地局設備を利用して相手呼び出すことにより、宅内電話の端末設備、可搬式宅内無線装置、車載無線装置又は携帯無線装置と通話できるもの
車載電話	車載無線装置を使用し、基地局設備を利用して相手呼び出すことにより、宅内電話の端末設備、可搬式宅内無線装置、車載無線装置又は携帯無線装置と通話できるもの
携帯形電話	携帯無線装置を使用し、基地局設備を利用して相手呼び出すことにより、宅内電話の端末設備、可搬式宅内無線装置、車載無線装置又は携帯無線装置と通話できるもの

第 3 章 契 約

第 1 節 宅内電話に係る契約

(契約の種別)

第 8 条 宅内電話に係る契約には、次の種別があります。

- (1) 契約
- (2) 臨時契約

(契約の単位)

第 9 条 当社は、基地局設備に接続される宅内電話機 1 個ごとに 1 の契約（臨時契約を含みます。この節において以下同じとします。）を締結します。この場合、契約者（臨時契約者を含みます。この節において以下同じとします。）は、1 の契約につき 1 人に限ります。

(空港無線設備の終端)

第 10 条 当社は、宅内電話契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離であって、堅固に設置できる地点に設置された配線盤を空港無線設備の終端とします。

(契約申込みの方法)

第 11 条 契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を当社又はサービス取扱所に提出していただきます。

(契約申込みの承諾)

第 12 条 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その契約の申込みの承諾を延期することがあります。
 - (1) 必要な空港無線電話設備がないとき。
 - (2) 空港無線電話設備を利用して行う通話の取扱い上余裕がないとき。
- 3 当社は、前 2 項の規程にかかわらず、次の場合には、その契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 空港無線電話設備を設置し又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 契約の申込みをした者が空港無線電話の料金又は工事費の支払いを現に怠り、又は怠るおそれのあるとき。

(識別名称)

第 13 条 空港無線電話の識別名称は、1 の電話機ごとに当社が定めます。

(空港無線電話の区別の変更)

第 14 条 契約者は、空港無線電話の区別の変更を請求することができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 12 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(利用権の譲渡)

第 15 条 利用権（契約者が契約に基づいて空港無線電話の提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社又はサービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 利用権を譲り受けようとする者が空港無線電話の料金又は工事費の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 利用権（臨時契約に基づくものに限りません。）を譲り受けようとする者が第 46 条（保証金）に規定する保証金を預け入れないとき。

4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利（保証金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務を承継します。

(契約者の地位の承継)

第 16 条 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後相続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社又はサービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第 17 条 契約者は、契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに当社又はサービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(契約者が行う契約の解除)

第 18 条 契約者は、契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社又はサービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う契約の解除)

第 19 条 当社は、第 34 条(利用停止)の規定により空港無線電話の利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第 34 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第 34 条(利用停止)の規定による空港無線電話の利用停止の措置をしないでその契約を解除することがあります。

3 当社は、前 2 項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

第2節 可搬式宅内電話、車載電話又は携帯形電話に係る契約

(契約の種別)

第20条 車載電話、携帯形電話又は可搬式宅内電話に係わる契約には、次の種別があります。

- (1) 契約
- (2) 臨時契約

(契約の単位)

第21条 当社は、可搬式宅内無線装置、車載無線装置又は携帯無線装置1装置ごとに1の契約（臨時契約を含みます。この節において以下と同じとします。）を締結します。この場合、契約者（臨時契約者を含みます。この節において以下同じとします。）は、1の契約につき1人に限りません。

(空港無線電話設備の終端)

第22条 当社は、可搬式宅内無線装置、車載無線装置又は携帯無線装置の端末設備側端子を空港無線電話設備の終端とします。

(可搬式宅内無線装置又は車載無線装置の移転)

第23条 契約者は、可搬式宅内無線装置又は車載無線装置の移転を請求することができます。

(無線装置の利用の一時中断)

第24条 当社は、契約者から請求があったときは、可搬式宅内無線装置、車載無線装置又は携帯無線装置の利用の一時中断（その可搬式宅内無線装置、車載無線装置又は携帯無線装置を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(契約者が行う契約の解除)

第25条 契約者は、契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社又はサービス取扱所に書面により通知していただきます。この場合、携帯形電話の契約者は、その携帯無線装置を当社又はサービス取扱所に持参のうえ返還していただきます。

(当社が行う契約の解除)

- 第26条 当社は、第34条(利用停止)の規定により空港無線電話の利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。
- 2 当社は、契約者が第34条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第34条の使用停止の措置をしないでその契約を解除することがあります。
 - 3 前2項の規定により携帯形電話の契約を解除された者は、その携帯無線装置を速やかに当社又はサービス取扱所に持参のうえ返還していただきます。
 - 4 当社は、第1項又は第2項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第27条 契約申込の方法、契約申込の承諾、識別名称、空港無線電話の区別の変更、契約者の地位の承継、契約者の氏名等の変更の届出の取扱いについては、宅内電話の場合に準ずるものと

します。

- 2 可搬式宅内無線装置又は車載無線装置の移転の承諾については、第 12 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 3 利用権（契約者が契約に基づいて空港無線電話の提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡については、第 15 条（利用権の譲渡）の規定に準じて取り扱います。

第 4 章 端末設備の提供等

第 1 節 端末設備の提供等

（端末設備の提供）

第 28 条 当社は、契約者から請求があったときは、その空港無線電話設備について別表 1 の端末設備を提供します。

- 2 当社は、その空港無線電話設備が 30 日以内の利用期間を指定して締結した契約により提供するものであるときは、臨時端末設備（契約者が、30 日以内の利用期間を指定して提供を受ける端末設備をいいます。）に限り提供します。

（端末設備の移転）

第 29 条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備（臨時端末設備を含みます。この節において以下同じとします。）の移転を行います。

（端末設備の利用の一時中断）

第 30 条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備について利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第 2 節 自営端末設備の接続

（自営端末設備の接続）

第 31 条 契約者は、その空港無線電話設備の終端において又はその終端に接続されている端末設備を介して、その空港無線電話設備に自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その接続が端末設備等規則(昭和 60 年郵政省令第 31 号)及び空港無線電話端末等の接続の技術的条件に関する規則(以下「技術基準及び技術的条件」といいます。)に適合しないとき。
 - (2) その接続が電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。)第 31 条に定める場合に該当するとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当っては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときは除いて、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- 4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 契約者は、工事担任者規則(昭和 60 年郵政省令第 28 号)第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

- 6 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。
- 7 契約者は、その空港無線電話設備に接続されている自営端末設備を取り外したときは、当社又はサービス取扱所に通知していただきます。

(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

- 第 32 条 当社は、空港無線電話設備に接続されている自営端末設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- 2 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
 - 3 第 1 項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を空港無線電話設備から取り外していただきます。

第 5 章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

- 第 33 条 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、空港無線電話サービスの利用を中止させて頂くことがあります。
- 2 当社は、前項の規定により空港無線電話サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者（臨時契約者を含みます。この章において以下同じとします。）にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

- 第 34 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間（その空港無線電話サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった空港無線電話サービスの料金、工事費又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、その空港無線電話サービスの利用停止の措置をすることがあります。
- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
 - (2) 第 56 条（利用に係わる契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (3) 空港無線電話設備に、自営端末設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (4) 第 32 条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果技術基準及び技術的条件に適合していると認められない自営端末設備を空港無線電話設備から取りはずさなかつたとき。
- 2 当社は、前項の規定により空港無線電話サービスの利用停止の措置をするときは、あらかじめその理由、利用停止の措置をする日及び期間を契約者に通知します。

第 6 章 通話の取扱い

(通話の中断)

- 第 35 条 当社が空港無線電話サービスを提供している地域内で、航空機事故その他人命の安全に係る非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に

関し、緊急を要する事項を内容とする通話が行われる場合には、その他の通信について中断又は接続の遅延が生ずる場合があります。

(通話の取扱い)

第 36 条 通話について送信と受信は同時に行うことはできません。

2 空港無線電話サービスの提供地域内であっても、建築物、地下室等のうち電波の届きにくい場所では、通話することができない場合があります。

(不感対策設備の設置)

第 37 条 当社は、前条に規定する電波の届きにくい場所で主として契約者自ら利用する通話ができるようにするための不感対策設備の設置について契約者から請求があったときは、その設備の接続が技術的に困難である場合を除いて、その請求にかかる不感対策設備の設置を行います。

2 前項の対策が、契約者が占有する場所である場合には、その対策に係る工事費等は請求のあった契約者が負担するものとします。

第 7 章 料金等

第 1 節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第 38 条 使用料金及び譲渡承認手数料は、別に定める料金表に規定するところによります。

2 工事費は、別に定める料金表に規定するところによります。

第 2 節 料金等の支払義務

(使用料金の支払義務)

第 39 条 契約者（臨時契約者を含みます。以下この条において同じとします。）は、その契約に基づいて当社が空港無線電話設備又は端末設備の提供を開始した日から起算して契約の解除又は端末設備の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日）について、別に定める料金表に基づき、料金の支払いを要します。

2 第 1 項の期間において、利用の一時中断等により空港無線電話サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(3) 前 2 号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、空港無線電話サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、その空港無線電話サービスを全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について 24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその空港無線電話サービスについての料金

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(月額料金の日割)

第40条 当社は、次の場合が生じたときは、利用期間に応じて定める使用料金のうち月額で定める料金（以下この条に置いて「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割で定めた日割料金を適用します。

ただし、当社は、臨時契約に係るものを除き、当社が空港無線電話設備又は端末設備の提供を開始した日から起算して契約の解除又は端末設備の廃止があった日の前日までの期間が1ヵ月以内である場合は、日割しません。この場合、当該契約者は、前条の規程にかかわらず、月額で定める料金の支払いを要します。

- (1) 暦月の初日以外の日空港無線電話設備又は端末設備の提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日契約（臨時契約を除きます。）の解除又は端末設備の廃止があったとき。
 - (3) 暦月の初日以外の日端末設備の種類の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (4) 前条第2項第3号の規定に該当するとき。
- 2 前項の規定による月額料金の日割は、暦月数により行います。この場合、前項第2項第3項の表に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

(譲渡承認手数料の支払義務)

第41条 契約者は、利用権の譲渡の承認を請求するときは、別に定める料金（譲渡承認手数料）の支払いを要します。

ただし、当社がその譲渡を承認しなかったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第42条 契約の申込み及び工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別に定める料金表に基づき、工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後、完了前に解除があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して、解除等があったときまでに着手した工事の部分について別に算定した額を支払っていただきます。この場合において、支払いを要する費用の額は、消費税相当分を加算した額とします。

第3節 料金の計算及び支払い

(料金等の計算方法)

第43条 当社は、契約者（臨時契約者を除きます。）がその契約に基づき支払う料金のうち、使用料金は、別に定める料金表に基づき、暦月に従って計算します。

(料金等の支払い)

第 44 条 契約者（臨時契約者を含みます。以下同じとします。）は、料金及び工事費について、当社が定める支払期日までに、当社、サービス取扱所又は当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

2 料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(前受金)

第 45 条 当社は、料金及び工事費について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

第 4 節 保証金

(保証金)

第 46 条 臨時契約者又は利用権（臨時契約に基づくものに限ります。以下この条において同じとします。）を譲り受けようとする者は、次の場合には、空港無線電話サービスの利用に先立って別に定める料金表に基づき、保証金を預け入れていただくことがあります。

(1) 臨時契約の申込みの承諾を受けたとき。

(2) 利用権の譲渡があったとき。

2 保証金については、無利息とします。

3 当社は、次の場合には、預け入れた者に保証金を返還します。

(1) 短期契約の解除があったとき。

(2) 利用権の譲渡があったとき。

4 当社は、保証金を返還する場合に、保証金を預け入れた契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは返還額をその額に充当します。

第 5 節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第 47 条 契約者（臨時契約者を含みます。以下同じとします。）は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第 48 条 契約者は、料金その他の債務（保証金及び延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5% の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第6節 端数処理

(端数処理)

第49条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第8章 保 守

(当社の維持責任)

第50条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

(契約者の維持責任)

第51条 契約者は、自営端末設備を技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第52条 契約者は、自営端末設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備を除きます。以下この条において同じとします。）が空港無線電話設備に接続されている場合であって、空港無線電話設備又は当社が提供する端末設備を利用することができなくなったときは、自営端末設備に故障のないことを確認のうえ、当社又はサービス取扱所に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社又はサービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社が、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第53条 当社は、空港無線電話サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その空港無線電話サービスが全く利用できない状態（該当契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、空港無線電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数出ある部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該空港無線電話サービスの料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、第40条（月額料金の日割）第2項及び第49条（端数整理）の規定に準じて取り扱います。

- 4 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により空港無線電話サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(免責)

- 第54条 当社は、契約に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社が空港無線電話端末等の接続の技術的条件に関する規則の規定を変更したため、現に空港無線電話設備に接続されている自営端末設備の改造又は変更をしなければならなくなったときは、当社はその変更した規定に係る自営端末設備の改造又は変更に要する費用以外の費用については負担しません。

第10章 雑 則

(承諾の限界)

- 第55条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において特段の規程がある場合には、その規定によります。

(利用に係る契約者の義務)

- 第56条 契約者は、次のことを守っていただきます。
- (1) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に空港無線電話設備を保留したまま放置し、その他空港無線電話設備による通話に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
また、契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、その電気通信設備が第三者に利用されたことにより、契約者が何らかの損害を被った場合、当社はその損害を賠償しません。

(工事等のための無線装置の持込み)

- 第57条 契約者は、次の場合には、その可搬式宅内無線装置、車載無線装置又は携帯無線装置を当社が指定した期日に、当社若しくは当社が指定した場所へ持ち込んでいただきます。
- (1) 可搬式宅内無線装置、車載無線装置又は契約に基づいて当社が提供する端末設備の設置、種類の変更、移転、取り外し等の工事を行うとき。
- (2) 第31条(自営端末設備の接続)第3項、若しくは第32条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)第1項の規定に基づく検査又は電波法(昭和25年法律第131号)の規定に基づく可搬式宅内無線装置、車載無線装置若しくは携帯無線装置の検査を受けるとき。

(契約者からの電気の提供)

第 58 条 当社が契約に基づき設置する可搬式宅内無線装置、車載無線装置若しくは携帯無線装置又は端末設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

第 11 章 付随サービス

(支払証明書の発行)

- 第 59 条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その空港無線電話サービスの料金その他の債務（この約款の規定により支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- 2 契約者は、前項の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、別に定める料金表に基づき、手数料及び郵送料等の支払いを要します。

別表 1 端末設備

種 類	内 容
宅内電話機	宅内電話の空港無線電話に提供する電話機
ハンドマイク	宅内電話機に接続して通話するための機器
充 電 器	携帯無線装置に装着する電池を充電するための機器

附 則

この約款は、2007年5月22日から実施します。

附 則

この約款は、2019年4月1日から実施します。（社名変更）

空港無線電話端末等の接続の技術的条件

(目的)

第1条 この条件は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第49条第1項、第52条第1項及び端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）第35条（同第36条で準用する場合を含みます。）の規定に基づき、空港無線電話端末等の接続の技術的条件を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 この条件で使用する用語の解釈については、次の定義に従います。

- (1) 空港無線電話設備 空港の管理運営に関する業務若しくはこれらに関連する業務のために設置し、空港において通信の用に供するアナログ電話用設備、デジタル電話用設備
- (2) 空港無線電話端末等 当社の空港無線電話設備に接続する端末設備又は自営電気通信設備

(電氣的条件)

第3条 有線伝送路を用いて基地局設備と接続される空港無線電話端末等は、通話の用に供する場合を除き、別表第1号の電氣的条件に適合しなければなりません。

2 移動局無線設備と接続される空港無線電話端末等は、次の電氣的条件に適合しなければなりません。

- (1) 通話の用に供する場合を除き、移動局無線設備のうち車載無線装置に接続される端末は別表第2号、移動局無線設備のうち携帯無線装置に接続される端末は別表第3号の条件
- (2) 電気通信回線に対して直流電圧を加えないこと。

(漏話減衰量)

第4条 空港無線電話端末等の漏話減衰量については、端末設備等規則第15条（同第36条で準用する場合を含みます。）を準用します。

別表第1号 送出電力の許容範囲

項	目	送出電力の許容範囲
4kHz までの送出電力		-8dBm (平均レベル) 以下で、かつ、0dBm (最大レベル) を超えないこと。
不要送出レベル	4kHz から 8kHz まで	-20dBm 以下
	8kHz から 12kHz まで	-40dBm 以下
	12kHz 以上の各 4kHz 帯域	-60dBm 以下

- 注(1) 平均レベルとは、端末設備の使用状態における平均的なレベル(実効値)であり、最大レベルとは、端末設備の送出レベルが最も高くなる状態でのレベル(実効値)をいいます。
- (2) 送出電力及び不要送出レベルは、平衡600Ωのインピーダンスを接続して測定した値を絶対レベルで表した値とします。
- (3) dBm は、絶対レベルを表す単位とします。

別表第2号 送出電圧の条件

項	目	許 容 範 囲
送 出 電 圧		8mV (平均レベル) 以下

- 注(1) 送出電圧は、1.8kΩの負荷抵抗に対する値とします。
- (2) 平均レベルとは、空港無線電話端末等の使用状態における平均的なレベル(実効値)をいいます。

別表第3号 送出電圧の条件

項	目	許 容 範 囲
送 出 電 圧		8mV (平均レベル) 以下

- 注(1) 送出電圧は、2.2kΩの負荷抵抗に対する値とします。
- (2) 平均レベルとは、空港無線電話端末等の使用状況における平均的なレベル(実効値)をいいます。

附 則

この条件は、平成19年5月22日から実施します。